木更津市告示第３０５号

公示送達書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達します。

また、公示送達者の延長対象納期の納期限につきましては、木更津市税条例第４０条第２項の規定により、令和８年１１月３０日に延長します。

なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和８年１１月１０日

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦